

意見書

第 201400203363 号

平成27年3月31日

鳥取県男女共同参画推進員

入 澤 博 和

衣 笠 優 子

田 中 俊 一

谷 口 麻有子

平成26年10月3日付で鳥取県民から提出された申出について、鳥取県男女共同参画推進条例第30条第1項の規定により下記のとおり意見公表します。

記

1 申出の内容

災害時に行政機関が避難所を設置される際に、女性のスタッフを適正に配置して女性の人権に配慮していただきたい。

阪神大震災後に災害ボランティアで活動した際に感じたが、女性特有の物資について「ありますか」と言うことは、男性には聞きにくい。アトピーの赤ちゃんの食べるものがないと言うこともあった。昔は、避難させてもらったとそれだけで感謝していたが、今はそうではない。阪神大震災以降、避難者の人権が配慮される時代になった。

鳥取県西部地震のときもボランティアに参加した。地震以降、西部では、男女同数のコーディネーターを置くなど、意識が育っている。東部、中部ではそうした意識が育っているのだろうか。実際に避難所が設置された際、短期間の設置のときには男性しかおられず、生理中の女の子等、避難所に避難して女性のスタッフがいなくて困ったと言っておられる方があった。

県では避難所設置の際、スタッフの男女比率の決まりが作られているのだろうか。また、そういった制度が市町村に伝わっているのだろうか。伝わっているのならば、実際に配置してほしいし、県からも働きかけをお願いしたい。

2 他の機関等への相談等の状況

他の機関等への相談はしていない。

3 意見の内容

- (1) 県は、鳥取県地域防災計画を作成するのみならず、女性スタッフの適正な配置など、その趣旨を現実の災害対応においてどのように実現するか、という点について検討を深めるべきである。
- (2) 女性リーダーを含む防災リーダーの育成研修等、単独市町村で行うことが困難な取り組みを推進するために、県が主導して役割を果たすことも検討するべきである。
- (3) 県は、避難所の設置運営に係る事項を含め、防災計画を実行する際に現実に生じた問題点について、各市町村で情報共有し、全県レベルでの災害対応水準の底上げを図るための仕組み作りについて検討すべきである。

なお、意見公表の理由は別紙「報告書」のとおり。